

子ども・子育て支援新制度 本格施行までのスケジュール

	平成25年度				平成26年度				平成27年度
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
主な動き(想定)					4月 消費税5→8%(注1)				4月 本格施行(注2) 10月 消費税8→10%(注1)
国	基本指針	→			政省令等の公布				
	認可基準(幼保連携型)	→							
	認可基準(地域型保育)	→							
	区市町村事業の基準	→							
給付額の設定(公定価格)					(骨格の提示)				
区市町村	地域型保育				条例制定		認可事務		
	区市町村事業				条例制定		届出受理・事業実施準備		
	事業計画の策定		ニーズ調査	「量の見込」	「確保方策」	「事業計画案」	計画確定		※計画期間(平成27~31年度)
都	事業支援計画の策定	会議の設置、ニーズ調査等、施行準備に関する指導・助言		区市町村事業計画との調整(「量の見込み」「確保方策」等)					※計画期間(平成27~31年度)
	幼保連携型認定こども園	◎ 東京都子供・子育て会議条例(第二回定例会)				「量の見込」「確保方策」中間取りまとめ	計画確定		

(注1)消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。
 (注2)本格施行の時期については、実際の消費税率引き上げ時期を踏まえて検討。

東京都子供・子育て会議

<所掌事項>

- 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定又は変更に関する調査審議
- 子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び施策の実施状況に関する調査審議
- 幼保連携型認定こども園の認可、事業停止命令・施設閉鎖命令、認可の取消しに関する調査審議

<委員等>

- 委員 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
(学識経験者、子育て当事者、子育て支援当事者、地域活動関係者、事業主代表、労働者代表等)
- 人数 25人以内
- 任期 2年(再任あり)

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

<必須記載事項>

- 区域の設定
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容
- 保育士等の人材確保・資質の向上
- 専門的な知識・技術を要する支援に関する施策の実施と区市町村との連携(社会的養護、障害児の発達支援等)

<任意記載事項>

- 区市町村の区域を超えた広域調整
- 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表
- 職業生活と家庭生活との両立に関する施策との連携

国の子ども・子育て会議について

○平成25年4月に内閣府に設置。

○委員

- ・25人以内で組織。
- ・子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命。

○役割

- ・会議は、子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議する。

子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項の主な内容

- ・基本指針の調査審議
- ・認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準の調査審議
- ・特定教育・保育施設の基準の調査審議
- ・特定地域型保育事業者の基準の調査審議
- ・施設型給付費、特例施設型給付費の額の算定基準の調査審議
- ・地域型保育給付費、特例地域型保育給付費の額の算定基準の調査審議 など

- ・会議は、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。
- ・会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べるすることができる。

○子ども・子育て会議 委員

秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授	佐藤 秀樹	全国保育協議会副会長
荒木 尚子	全国国公立幼稚園長会会長	佐藤 博樹	東京大学大学院情報学環教授
大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院教授	菅家 功	日本労働組合総連合会副事務局長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長	高尾 剛正	一般社団法人日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
尾崎 正直	高知県知事	月本 喜久	全日本私立幼稚園PTA連合会副会長
尾身 朝子	東京商工会議所人口政策委員会委員	古渡 一秀	NPO法人全国認定こども園協会副代表理事
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授	北條 泰雅	全日本私立幼稚園連合会副会長
橘原 淳信	全国私立保育園連盟副会長	宮下 ちづ子	公益社団法人全国幼児教育研究協会理事長
清原 慶子	三鷹市長	無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
駒崎 弘樹	全国小規模保育協議会理事長	吉田 大樹	NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事
小室 淑恵	株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長	吉原 健	社会福祉法人東京聖労院顧問
榊原 智子	読売新聞東京本社社会保障部次長	渡邊 廣吉	前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長
坂崎 隆浩	日本保育協会理事		聖籠町長

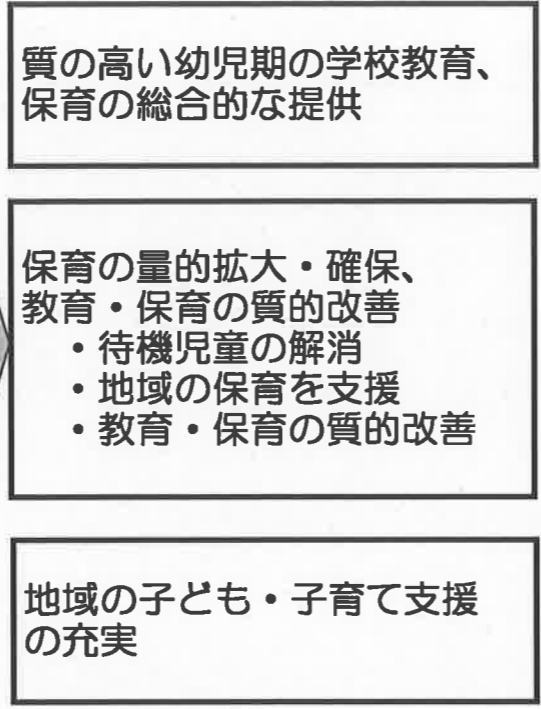
○子ども・子育て会議 専門委員

稲見 誠	一般社団法人全国病児保育協議会会長	坂本 秀美	公益社団法人全国保育サービス協会理事
今村 定臣	公益社団法人日本医師会常任理事	鈴木 道子	NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長
内田 賢司	秦野市教育委員会教育長	溜川 良次	全国認定こども園連絡協議会会長
葛西 圭子	公益社団法人日本助産師会専務理事	山口 洋	一般社団法人日本こども育成協議会副会長

子ども・子育て支援新制度について

子育てをめぐる現状と課題

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比が低い
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分



給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

- 施設型給付（都道府県認可）
認定こども園、幼稚園、保育所
 - ※私立保育所については、現行どおり、区市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も区市町村が行う
 - ※新制度への移行を希望しない幼稚園には私学助成を継続
- 地域型保育給付（区市町村認可）
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
- 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

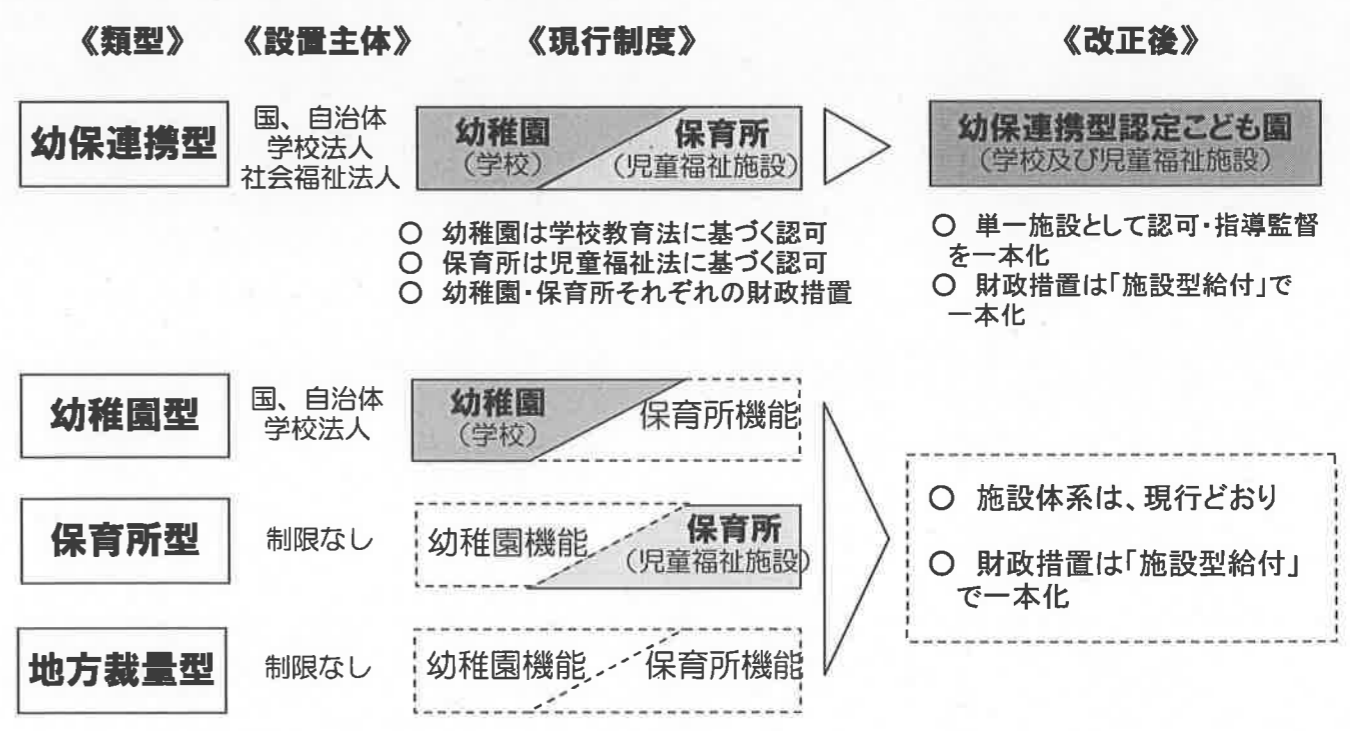
- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等
- 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ（学童クラブ）
- 妊婦健診

子ども・子育て関連3法

※平成24年3月、消費税関連法案とともに国会に法案提出
民自公3党による修正協議を経て、8月に可決・成立

- ◆3法の趣旨
幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進
- ◆主なポイント
 - 認定こども園制度の改善
 - ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
 - 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）
 - 基礎自治体（区市町村）が実施主体
 - ・区市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - 社会全体による費用負担
 - ・消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
 - 子ども・子育て会議の設置
 - ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（区市町村等における設置は努力義務）

認定こども園制度の改善



※ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けず、政策的に誘導